○近畿地方整備局告示第二百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十四日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
神戸市西区平野町西戸田字高圧六六五番から同市西区平野町常本字権願寺三〇九番五まで	前	二六・〇六～三五・一〇メートル	〇・四六一キロメートル
	後	二六・〇六～三九・七七メートル	〇・四六一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十四日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 道路の種類　一般国道

(三) 路線名　三十二号

(四) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南国市左右山字上スミデン一一〇番から同市左右山字上スミデン一〇三番二地先まで	前	二八・七六～一〇〇・六三メートル	〇・一二九キロメートル
	後	二八・七六～九八・〇〇メートル	〇・一二九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十四日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 道路の種類　一般国道

(三) 路線名　三十二号

(四) 道路の区域

南国市左右山字上スミデン一一〇番から同市左右山字上スミデン一〇三番二地先まで

(五) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十四日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
神戸市西区平野町西戸田字高圧六六五番から同市西区平野町常本字権願寺三〇九番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	二六・〇六～三五・一〇メートル	〇・四六一キロメートル
	後	二六・〇六～三九・七七メートル	〇・四六一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十四日　近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 道路の種類　一般国道

(三) 路線名　百七十五号及び四百二十七号

(四) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
神戸市西区平野町西戸田字高圧六六五番から同市西区平野町常本字権願寺三〇九番五まで	前	二六・〇六～三五・一〇メートル	〇・四六一キロメートル
	後	二六・〇六～三九・七七メートル	〇・四六一キロメートル

(五) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○四国地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十四日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南国市左右山字上スミデン一一〇番から同市左右山字上スミデン一〇三番二地先まで	前	二八・七六～一〇〇・六三メートル	〇・一二九キロメートル
	後	二八・七六～九八・〇〇メートル	〇・一二九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十四日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号

(三) 道路の区域

南国市左右山字上スミデン一一〇番から同市左右山字上スミデン一〇三番二地先まで

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

(五) 供用開始の期日　平成二十七年十二月二十四日

人事異動

法務省

日本司法支援センター監事に任命する　津熊　寅雄

願により日本司法支援センター監事を免ずる（以上十二月二十一日）　**藤原　藤一**

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する（各通）　岩間　辰志　杉山　守　茅根　滋男

従七位　榊原　一郎　佐々木三郎　秋谷　博　中嶋　藤固

中村　勝彦　吉岡　博

従五位に叙する（各通）　阿部亀壽郎　大谷　秀夫　織田　潔　勝山一二三　武内　雅昭　富田　有　丹羽　國泰　本田　修一　松尾　貢　三島　睦彦　水本　勝好　矢澤　由宗

正六位に叙する（各通）　坂下　豊治

従六位に叙する　森　二三夫

正七位に叙する　東　清光　宮地健一郎

従七位に叙する（各通）（以上十一月十六日）　新垣　徳助　川嶋　望

（東京工業大学名誉教授）　森　雄次

従四位に叙する（各通）　齋藤　美信

正五位に叙する　小林　愼司

従五位に叙する（各通）　伊藤　泰夫　遠藤　哲　鈴木　宗直　丹保　榮作

（新潟市議会議員）　岡　環　塩飽　義輝　須藤　新男　高橋　眞一　村越　重昭

正六位に叙する（各通）　小林　一行　冨田　齊　保森　好彦　堀籠　茂夫

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する（以上十一月十七日）　石橋　貞彦

（広島大学名誉教授）　中島　幹夫

正四位に叙する

正五位に叙する　今井　秀暉　河野　俊一　小松　眞　佐藤　定平　高橋　久一　永田　辰春　沼田　康麿　松野　良一

従五位に叙する（各通）　坂本　貞夫　工藤修三郎　小谷喜八郎　渡邉　洋子　佐久間由一郎　森　十九男

正六位に叙する（各通）　秋山　智広　石坂　勇次　坂本　通兼　杉本　繁夫　橋本　彌三　溝口　昭一

（鹿児島県警部補）　大坪　正明　坂俣　慶史

（静岡県警部）　平　六郎　照屋　寛順　羽鳥　孝司　福田　敏雄　水戸　鉄男　森本　俊平

従六位に叙する（各通）　井原　和彦　加唐　輝正　徳永　学

正七位に叙する（各通）　五十洲春光　富松　幸徳　中島　博　山根　泰

従七位に叙する（各通）（以上十一月十八日）　小倉　基

従四位に叙する　能登　久弘

正五位に叙する　門脇　裕　佐藤　雅己　中津　理

正六位に叙する（各通）　秋元　毅一　阿部　保　大坪　辰男　柴田　秀寿　白坂多紀登　高野　繁一　松島　敏夫　山下　徳男　渡邉　之夫　和田　好彦

従六位に叙する（各通）　阿蘇品博幸

（静岡県警視）　神山　誠　邊見　松雄

正七位に叙する（各通）　藤田　一仁

（准空尉）

従七位に叙する（以上十一月十九日）